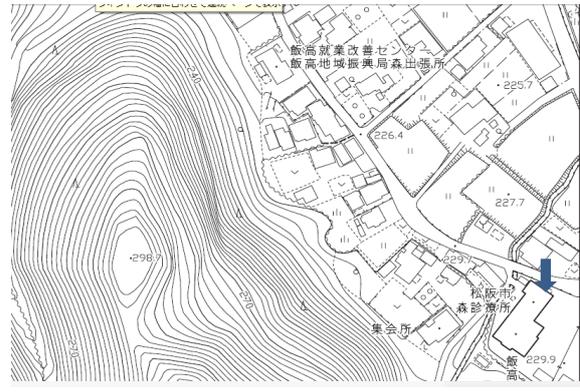


# 施設カルテ

## (1)施設の基本情報

施設番号	s01845	施設名称	森診療所(飯高保健センター(事務所・診療所))		
所在地(住所)	松阪市飯高町森1407番地				
					
根拠条例	松阪市飯高診療所条例	担当部署	健康ほけん部 健康推進課		
設置年度	昭和57年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	市民の健康管理と福祉の増進を図るため、医療法(昭和23年法律第205号)に基づき設置されたものであり、僻地、無医地区における医師の確保により、地域住民の医療や健康に対する不安を取り除く環境創りを目指している。				
施設の設置目的に沿った運営状況	同施設は飯高保健センターに併設されている。松阪地区医師会を指定管理者とし、指定管理料は支払われず、業務責任者である医師が波瀬診療所と共に自立的な経営努力を発揮し、診療報酬を収入として良好に運営している。				

## (2)建物の概要

設置形態	複合	用途地域等	区域外		
駐車場(収容台数)	15台				
土地	敷地面積	4,375㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	飯高保健センター(事務所・診療所)			
	用途	複合施設	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階	
	建築年月	昭和58年 3月28日	建物取得費(全体)	225,160,000円	
	延床面積	208.32㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度	バリアフリー化対応済み。				

### (3)管理・運営の概要

利用時間	AM9:00～PM5:00	休所(館)日	土・日・祝祭日
運営形態	指定管理	管理・運営者名	社団法人松阪地区医師会
委託期間(指定管理の場合)	自 平成26年 4月 1日	至	平成31年 3月31日
業務内容	施設の維持管理と、診療業務における医療サービスを利用者に提供するとともに、市民の健康管理と福祉の増進を図る。		

### (4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)					
維持管理経費					運営・事業等経費					
光熱水費					指定管理委託料					
保守点検委託料					その他の経費					
賃借料										
修繕費										
その他の経費										
人件費					0					
職員等					0					
非常勤職員					0					
①小計					706,650					
②小計					0					
④合計(①+②)－③					706,650円					
市民一人あたりのコスト					4.18円					
財源					補助金等収入					
					その他収入					
使用料等収入					③年間収入合計					
					0円					

### (5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
開業日数	日	232	257	233
利用者数	人	8,662	7,258	10,370
一日平均利用者数	人	37	28	45

### (6)関連情報

類似施設	波瀬診療所	近隣施設	飯高バスセンター
------	-------	------	----------

### (7)その他

管理・運営上の問題点	昭和58年に建設した当施設も29年を経過し、施設自体の老朽化による修繕もあり、空調設備等の部品交換を含め修繕は必要になっている。 管理は指定管理により松阪地区医師会が行っているが、医療機器については、経年劣化による修繕及び計画的な更新が必要となる。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	
特記事項	高齢化が進んでいる過疎地域の住民にとっては、旧市内の総合病院へ行くには困難な状況のなか、健康診断や病気の早期発見等地域住民にとっては、無くてはならない存在となっている。

